

第3次豊川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第3次豊川市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定にあたり、本市の地域福祉に関する理念や方向性、地域福祉の推進に必要な事項について、幅広い視野からの意見を反映し協議するため、第3次豊川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日から平成30年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉部福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 学識経験者
- 2 次に掲げる団体を代表する者
 - 豊川市連区長会
 - 豊川市民生委員児童委員協議会
 - 豊川市障害者（児）団体連絡協議会連絡会
 - 豊川市社会福祉協議会
 - 豊川市老人クラブ連合会
 - 豊川市ボランティア連絡協議会
 - 豊川市小中学校長会（福祉安全委員）
 - 豊川市社会福祉施設協会
 - 豊川市介護保険関係事業者連絡協議会
 - 福祉 NPO 団体（子育て関係）
 - 地域福祉活動推進委員会（地域福祉活動者）
 - 豊川市社会福祉事務所
- 3 公募した市民